

伊江村固定資産税の課税免除申請にかかる提出書類一覧およびチェックリスト

【新法適用】

令和4年8月1日以降の取得分で事前に県知事の認定及および主務大臣の確認を受けたもの

- ◆ 新法適用による課税免除を申請する場合は、次の書類をご提供ください。
- ◆ 申請後、追加資料の提出を求める場合があります。

《共通》

	提出書類リスト	新規 増設	確認欄
1	固定資産税課税免除申請書(指定様式)	○	
2	各制度の県知事への措置実施計画認定申請書一式(写)	○	
3	各制度の県知事からの措置実施計画認定書(写) 認定日、認定を受けた資産が確認できるもの	○	
4	各制度の主務大臣への確認申請書一式(写)	○	
5	各制度の主務大臣からの確認書(写) 確認日、確認を受けた資産が確認できるもの	○	
6	青色申告書等(写) 青色申告法人または個人が確認できるもの法人税施行規則別表1(1)、別表16(1)(2)直近分	○	
7	決算報告書(写) 直近分/実績の概要を明らかにするもの	○	
8	定款、法人登記簿等(写) 対象事業の内容確認ができるもの	○	

《土地》 ※土地取得後1年以内に課税免除対象等建設の着工があった場合に限りです。

9	土地の売買契約書および領収証(写)	○	
10	土地の登記簿謄本(写)	○	
11	家屋建設の着手届等(写) 取得から1年以内に家屋の建設に着手し、賦課期日時点で事業の用に供しているかの確認ができるもの	○	

《家屋》

12	建築確認通知書及び検査済証(写)	○	
13	建築請負契約書及び領収証(写)	○	
14	家屋の登記簿謄本(写)	○	
15	対象資産の写真・地籍図・平面図・対象部分計算書等 該当面積の確認ができるもの	○	
16	法人税施行規則別表題16表 「減価償却資産の計算に関する明細書」(写)等 取得年月日、課税標準額、事業の用に供した日、取得価格、耐用年数、特別償却の有無が確認できるもの	○	

《償却資産》

17	償却資産申告書	○	
	毎年1月31日提出期限(提出済みの場合は不要)		
18	前年中取得資産明細書	○	
	前年中に新設又は増設した取得資産で、課税免除対象となる資産を記載する※設置場所や基地局単位で記載する		
19	償却資産の写真及び機能、客観的生産能力を示す資料 (償却資産の機能の確認ができるもの)	○	
	写真に番号を付し、申請資産がその事業に供しているかわかるよう機能や役割等の説明を記載する ※増設の場合は、性能等拡張(概ね30%)の説明を記載する		
20	償却資産の配置図	○	
	当該資産の位置や場所が確認できるように上記⑯の番号を図に明示する		
21	生産工程法及び完成品の関する書類等	○	
	直接事業の用に供しているか、一の生産設備かの確認ができるもの、生産工程等における当該資産の位置づけ、機能、客観的生産能力を示す資料及び生産工程図・写真等		
22	賃貸借契約書又は使用許可証(写)	○	
	賃貸工事等の場合		

《その他》

23	事業所全体の平面見取り図	○	
	償却資産の配置図含む		
24	会社概要パンフレット等	○	
25	事業所の年次別建設設計又は設備投資計画書	○	
26	施設利用規則等	○	

〈お問い合わせ・提出先〉

伊江村役場 住民課 税務係

〒905-0592 沖縄県国頭郡伊江村字東江前38番地

TEL:0980-49-2316 / FAX:0980-49-2003